

〒309-1231

桜川市本木1448番地1

被通知人 川股 隆 殿

通 知 書

2024年8月8日

〒310-0804

茨城県水戸市白梅3丁目9-7白梅ビル2階

弁護士法人茨城の大地

通知人大塚秀喜氏代理人

弁護士 戸張 順平

弁護士 清水 壮一

前略

当職らは、通知者大塚秀喜桜川市長から委任された代理人弁護士ですが、貴殿が2024年6月（日付は不詳）の「かわまた隆の活動報告」12号を6月14日頃、桜川市におよそ7700部配布（新聞折り込み）したことについて、下記のとおり通知します。

記

1、「かわまた隆の活動報告書」12号（以下活動報告書12号という）は、通知人大塚秀喜桜川市長（以下大塚市長という）に対し、直接の名指しはしていないものの、全体の構成から読者の関心及び疑念が大塚市長に向かう様に巧みに誘導しており、結果、大塚市長の名誉（社会的評価）を著しく低下させるものであり、到底容認することはできない。

2、名誉棄損の事実

活動報告書12号で指摘している事実関係についての調査は極めてずさんで、大塚市長を攻撃する余り、通常であれば尽くされるべき調査が行われていないものである。

従って明確な意図をもって名誉を棄損したもので、悪徳であることは明らかである。

活動報告書12号で、「私たちの知らぬ間に私たちの税金297万6000円が盗まれていた」「、、返金させるなどは行ったでしょう。でも不正請求で、だまして取得したという事実はなくなりません」、と虚偽の事実を適示して、大塚市長が税金を盗んだ（窃盗の犯罪事実）、だまして取得した（詐欺の犯罪事実）として、その名誉を著しく毀損したもので貴殿に対し刑事告訴をする事案である。



3、悪質性

「活動報告書12号」を配布したおよそ2週間前の5月30日付の茨城新聞では、見出しが、「ふるさと納税返礼品三セクが代金請求」桜川、とありますが、記事中に、「市の第三セクター、クラセル桜川がふるさと納税返礼品代を誤請求し、中間事業者を通して市が同社に約297万円を支払っていたと発表した。「同社は誤請求額を返還し、中間事業者から市に同額が支払われた」とある。

これに対し、貴殿は、誤請求をしたクラセル桜川の職員[REDACTED]とその前任者[REDACTED]からの事情聴取を一切していないのである。

しかも、令和7年9月に予定されている桜川市長選をにらんで大塚市長への支持を妨害することになる「活動報告書」12号は、民主主義の根本である公平、公正な選挙を著しく汚すもので、貴殿が桜川市の市議会議員であることは、より強い非難を受ける立場である。

4、名誉回復の措置を要求する。

12号の配布数は、桜川市内におよそ7700枚が配布されており、その影響は絶大なものであって、早急に名誉回復の措置が必要です。

よって以下の文書をA4用紙の全体に記載して、「活動報告書」12号と同じ方法で桜川市内に7700枚配布することを求める。

謝罪文

「かわまた隆の活動報告書」12号は「大塚市長が市の税金297万6000円を盗んだ」「返金させるなどは行ったでしょう。でも不正請求で、だまして取得したという事実はなくなりません」との記述は、虚偽と言われても弁解できません。ここに上記の表現を撤回し、大塚市長に謝罪致します。申し訳ありませんでした。

令和6年8月 日

桜川市会議員 川又 隆 印

5、慰謝料金60万円

貴殿ご承知のとおり、当職法律事務所が担当しました榎戸和也氏の菊池議員に対する名誉棄損の損害賠償事件で、水戸地方裁判所はおよそ金30万円の支払いを命じている。

大塚市長は、桜川市の市長であり市民の代表であること、貴殿が桜川市の市会議員であることを考慮して、金60万円の賠償を求める。

尚、貴殿の表現を借りれば、名誉棄損を謝罪したからと言って、大塚市長の精神的苦痛は残存することを申し添える。



6、履行期限について

本通知書3項、同4項の謝罪文の配布は、貴殿に本通知書が配達された日を含めて7日以内、同5項の支払いは10日以内（支払い方法は、法律事務所に問合せしてください。）支払うことを強く求める。

7、貴殿が、6項の履行期限を徒過した場合は、茨城県警察桜川警察署に名誉棄損罪で刑事告訴することを申し添える。

8、普通郵便での送付

貴殿が不在、受取拒否等で本通知書が配達されない場合のあることを考慮し、本通知書のコピーを普通郵便で送る。

9、本通知書に関する問合せは、全て代理人の法律事務所に文書で行うことを求めるので、大塚市長本人への問合せ、電話、訪問等の行為は慎むことを要求する。

以上

差出人 〒310-0804
茨城県水戸市白梅3-9-7白梅ビル2階弁護士法人茨城の大地

弁護士 戸張順平

受取人 〒309-1231
茨城県桜川市本木1448番地1

川股 隆殿



この郵便物は令和 6年 8月 8日
第13395505292号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G01188449000100001 号

3/3 頁

